

## 第 5 8 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関  
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「得た額」の次に「。ただし、別表第 4 B の項  
中「9,000円」とあるのは「0円」と、「6,000円」とあるの  
は「0円」とする。」を加え、同条第 2 項中「3,500円」とあるの  
は「0円」と」の次に「、同表 D 4 の項中「12,600円」とあるの  
は「6,000円」と、「12,400円」とあるのは「6,000  
円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表 D 5  
の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、「14,4  
00円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるの  
は「6,000円」と、「13,900円」とあるのは「6,000  
円」と」を、「3,100円」とあるのは「0円」と」の次に「、同表  
D 5 の項中「13,100円」とあるのは「6,000円」と、「12,  
900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とある  
のは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000  
円」と」を、「6,000円」とあるのは「0円」と」の次に「、同表  
D 2 の項中「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,  
100円」とあるのは「6,000円」と、同表 D 3 の項中「14,4

000円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「6,000円」とを加え、「9,250円」を「9,000円」に、「9,150円」を「9,000円」に、「7,750円」を「6,000円」に、「7,650円」を「6,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、「19,100円」とあるのは「6,000円」と、「18,800円」とあるのは「6,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「6,000円」と、「21,300円」とあるのは「6,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「6,000円」と、「23,900円」とあるのは「6,000円」に改める。

第6条第2項中「16,100円」を「14,100円」に、「7,550円」を「3,000円」に改める。

別表第6C1の項中「16,100円」を「14,100円」に改める。

別表第7中

「

B階層、C階層及びD階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯	別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.5を乗じて得た額	を
------------------------------------	---------------------------------	---

」

「

B階層	0円
C階層及びD階層第1階	別表第1、別表第2又は別表第

層から第 1 4 階層までの 階層に属する世帯	3 に定める額に 0 . 5 を乗じて 得た額	に
----------------------------	----------------------------	---

」

改める。

別表第 8 B の項中「 1 , 5 0 0 円」を「 0 円」に改める。

別表第 9 B の項中「 1 , 5 0 0 円」を「 0 円」に改め、同表 C 1 の項中「 8 , 0 5 0 円」を「 7 , 0 5 0 円」に改める。

付 則

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成 2 9 年 4 月分以後の利用者負担額について適用し、平成 2 9 年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、利用者負担額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。